　令和６年度 「鳥取市伴走型スタートアップ支援補助金」 募集要項

1. 事業の目的

　　本事業は、市内において新たに創業する者等に対し、その事業に要する経費の一部について補助金を交付することにより、本市の産業振興及び経済活性化を図ることを目的としています。

1. 補助対象者

　　次の要件を全て満たす者。

（1）市内に事業所等を設置し創業から１２月を経過していない法人若しくは個人事業主又は補助事業実施計画書の提出を行う日の属する年度内に市内に事業所等を有して法人設立若しくは個人事業主の開業届の提出により創業を行おうとする個人若しくは団体。

（2）補助対象者が法人である場合においては、中小企業者であって、次のいずれかに該当

する者でないこと。

　ア　中小企業者のうち、発行済株式の総数又は出資価額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有する者

　イ　中小企業者のうち、発行済株式の総数又は出資価額の総額の３分の２以上を複数の大企業が所有する者

（3）支援機関（商工会議所、商工会、鳥取県中小企業団体中央会等）の支援を受けており、今後も継続的な伴走支援を受ける見込みを有する者であること。

（4）日本標準産業分類に定める業種（別表に掲げる業種を除く。）に該当する事業を営む者であること。

（5）次のいずれかに該当する者でないこと。

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第１３項に規定する接客業務受託営業を行う事業者

・フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営もうとする事業者

・他の者が行っていた事業を継承して行う事業者

・既に事業を営んでいる個人又は法人が、新たに法人を設立して事業を開始する事業者

・宗教活動又は政治活動を目的とする事業者

・特定商取引に関する法律（昭和５１年法律第５７号）第３３条第１項に規定する連鎖販売取引に該当する事業を行う事業者

・鳥取市暴力団排除条例（平成２４年鳥取市条例第１号）第２条第１号に規定する暴力団

・鳥取市税等（市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育所保育料・下水道使用料・下水道受益者負担金）を滞納している事業者

・前各号に掲げる者のほか、本補助金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する事業者

1. 補助対象事業 ・ 対象経費

|  |  |
| --- | --- |
| １　補助対象事業 | ２　補助対象経費 |
| 市内において新たに創業する者等による事業 | 創業等に要する経費で以下に該当するもの   |  |  | | --- | --- | | 施設整備費 | 事業の遂行に必要な建物、建物付属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費（用地取得費は除く。） | | 機械装置費 | 事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費 | | 備品費 | 事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費 | | 事務所等賃借料 | 事務所・店舗・工場・倉庫の賃借料（礼金、敷金は除く。）、事務機器等（ソフトウェアを含む。）の賃借料、保守料、営業車両の賃借料 | | 広告宣伝費 | 広告（新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等）、ホームぺージ・ビジネス用SNS作成等経費、パンフレット・チラシ製作費、看板等（看板、名刺、ショップカード、ロゴマーク等）製作費、展示会出展費 | | 法人設立関係費 | 定款作成費（印紙代は除く。）、法人登記費用等（登録免許税は除く。） | | その他事業に必要な経費として市長が認める経費 | その他事業に必要な経費として市長が認める経費 | |

1. 補助金の算定等

本補助金は、補助対象経費の総額に２分の１を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付します。ただし、１０万円を上限とします。

1. 申請方法
2. 募集期間

**令和６年７月１日（月）から令和６年１０月３１日（木）まで**

1. 提出書類

ア　補助事業実施計画書（様式第１号）

イ　補助事業収支予算書（様式第２号）

ウ　市税等納付状況確認同意書（様式第４号）

エ その他市長が必要と認める書類

1. 提出方法

経済・雇用戦略課へ持参により提出してください。

1. その他

・同一の年度において、鳥取市ふるさと起業家支援プロジェクト補助金と重複して交付

を受けることはできません。

1. 問合せ先

鳥取市 経済観光部 経済・雇用戦略課 地域経済係（本庁舎４階）

電 話　 ０８５７－３０－８２８２

F A X　 ０８５７－２０－３９４７

　　　 E-mail [keizai@city.tottori.lg.jp](mailto:keizai@city.tottori.lg.jp)

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 大分類 | 中分類 |
| Ａ　農業、林業 | 01農業、02林業 |
| Ｂ　漁業 | 03漁業（水産養殖業を除く。）、04水産養殖業 |
| Ｃ　鉱業、採石業、砂利採取業 | 05鉱業、採石業、砂利採取業 |
| Ｆ　電気・ガス・熱供給・水道業 | 33電気業、34ガス業、35熱供給業、36水道業 |
| Ｇ　情報通信業 | 37通信業、38放送業 |
| Ｈ　運輸業、郵便業 | 42鉄道業、43道路旅客運送業、44道路貨物運送業、45水運業、46航空運輸業、47倉庫業、48運輸に附帯するサービス業、49郵便業（信書郵便事業を含む。） |
| Ｊ　金融業、保険業 | 62銀行業、63協同組織金融業、64貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、65金融商品取引業、商品先物取引業、66補助的金融業等、67保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む。） |
| Ｋ　不動産業、物品賃貸業 | 68不動産取引業、69不動産賃貸業・管理業 |
| Ｌ　学術研究、専門・技術サービス業 | 71学術・開発研究機関、74技術サービス業（他に分類されないもの）（うち小分類741をいう。） |
| Ｏ　教育、学習支援業 | 81学校教育、82その他の教育、学習支援業（うち、小分類821、822をいう。） |
| Ｐ　医療、福祉 | 83医療業、84保健衛生、85社会保険・社会福祉・介護事業 |
| Ｑ　複合サービス事業 | 86郵便局、87協同組合（他に分類されないもの） |
| Ｒ　サービス業（他に分類されないもの） | 88廃棄物処理業、91職業紹介・労働者派遣業、93政治・経済・文化団体、94宗教、95その他のサービス業、96外国公務 |
| Ｓ　公務（他に分類されるものを除く。） | 97国家公務、98地方公務 |
| Ｔ　分類不能の産業 | 99分類不能の産業 |

※上記分類は、日本標準産業分類に基づく。

**申請から補助金交付までのフロー図**

|  |  |
| --- | --- |
| **申請者** | **鳥取市** |
| 事業計画の申請  　　採択・不採択決定通知受領    **＜事業が採択された場合＞**  補助金交付申請  補助金交付決定通知受領  ≪事業終了後≫  実績報告書・決算書提出  補助金受入 | 事業計画の書類審査    　　　　補助金交付決定      　　　補助金検査・補助金額確定  補助金交付 |